

監査公表第35号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月31日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江 洋行

監査結果の措置対象

企画部

秘書人事課、企画政策課、まちづくり推進課、自治振興課・自治振興事務所、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の企画部関係事務

監査結果報告年月日

令和元年12月24日

監査結果に対する措置通知年月日

令和2年3月26日

講じた措置等の内容

【秘書人事課】

《意見1》

地域意見交換会を地域協議会が主体的に行うことにより、住民からの提案、質疑を超えた意見交換会へと様相が変わりつつある。今後は住民が主体となり、より幅広い意見が出されるような仕組みを検討されたい。

《検討状況》

現在も地域協議会に当日の運営をお願いするとともに、事前に地域の課題を吸い上げ、住民主体の地域意見交換会となるよう努めています。今後はさらに一歩進め、市内10地区で持つ地域独特の課題について、集中的に意見交換できるような運営の仕方を考えるとともに、市民の皆さんが会に参加しやすく、意見が言いやすい雰囲気作りもあわせて検討を進めています。

《意見2》

広報ほのか、ホームページ等に加えて、より多くの人に情報発信するようツイッター、インスタグラムを検討されたい。

《検討状況》

現在、市ではフェイスブックでの情報発信のみでありますので、若者がツイッターやインスタグラムを利用する観点から、早急に導入できるように検討していきます。

【企画政策課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《意見1》

穂の香看護専門学校の修繕履歴を整理し、穂の香看護専門学校運営協議会若しくは専門的な分科会で今後の修繕計画を策定されたい。

《措置内容》

今年度、穂の香看護専門学校へ修繕履歴の調査を依頼し、開学以後6年間の修繕履歴をまとめました。

今後、穂の香看護専門学校の方針や優先順位等も確認した上で、修繕計画策定に向けた検討を行っていきます。

《意見2》

新城市国際交流協会への補助事業と委託業務が明確に整理されていないように見受けられた。また、新城市高校生海外派遣補助金交付要綱において高校生の申請に係る負担を軽減させようと、補助事業を行う団体の関与が明記されているが、補助金の額の確定通知が申請者でなく、補助事業を行う団体に対して行われるなど、適切でないところが見受けられるので、交付要綱を見直しされたい。

《措置内容》

事務内容が混同しないように、書類等整理をしながら明確化してまいります。

交付要綱の「補助事業を行う団体」という文言を「新城市海外派遣に参加する高校生」に修正しました。

《意見3》

長者平団地における効果的な販売PRに引き続き努められたい。

《措置内容》

今年度、財政健全化推進プランに基づき長者平団地の売却価格の見直しを行いましたので、まずはその点を重点的にPRし、販売に繋げていきます。

【まちづくり推進課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

《意見1》

市長選挙前の公開政策討論会の条例化に向けた取り組みを、計画的に進められたい。

《措置内容》

令和2年2月12日に新城市市民自治会議より答申を受け、市は原案をまとめ3月16日から4月15日までパブリックコメントを実施し、最終調整をしたのち6月議会へ条例として上程する予定です。

《意見2》

めざせ明日のまちづくり事業について、上限額を含め制度設計の見直しを検討されたい。

《検討状況》

令和元年度しんしろ創造会議答申及び、めざせ明日のまちづくり事業補助金の申請実績の状況をふまえ、上限額を含め制度設計を検討していきます。

【自治振興課、各自治振興事務所】

《意見》

各課に配当した地域自治区予算の執行状況の把握に努められたい。

《検討状況》

地域自治区予算を配当した各課との連絡を密に行い、事業の進捗状況及び予算の執行状況の把握に努めます。